

「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、企画力、創造性、専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託
- (2) 業務の目的 本業務は、ダムパークいばきたを核とし、市内北部地域の多様な観光資源（歴史、自然、農業施設等）を効果的に織り交ぜ、さまざまな観光関係事業者と連携した一体的な観光プロモーションを展開することで、本市の観光地としての認知度やブランド力の向上、交流人口の増加につなげることを目的とする。
- (3) 業務内容 ①プロモーション戦略の策定、②広報物、イベントに係る出演タレント・著名人の起用、③クリエイティブ制作、④プロモーションイベントの実施、⑤その他の独自提案
別添「令和8年度茨木市観光プロモーション事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 業務期間 令和8年6月下旬から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額

11,440,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外期間でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 過去5年間に自治体もしくは観光協会による観光プロモーションに係る業務の受託実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メールで産業振興課宛に送信すること。

提出期限：令和8年4月24日（金）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市くらし産業環境部産業振興課

E-mail：sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、ホームページに掲載して行う。

回答日：令和8年4月28日（火）午後6時までに掲載

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② ①の実績を証明できる契約書の写し等
- ③ 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：くらし産業環境部産業振興課（本館7階）

ウ 提出期限：令和8年5月1日（金）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により5月8日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに産業振興課（茨木市役所本館7階）へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)エ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画概要書（A3版1枚）※企画提案者が5者以上の場合のみ要提出
企画提案書（A4サイズの片面印刷で20枚以内）

(ア) 本業務の取組方針

(イ) プロモーションのコンセプト

(ウ) 出演タレント・著名人の具体案

(エ) キービジュアル・キャッチコピーを作成するにあたって、本市観光関係事業者と「共創」していくための取り組み案

(オ) 広報物の媒体と構成

(カ) プロモーションイベントの内容

(キ) 独自提案の内容

(ク) 本業務の推進体制（組織関係、人員配置等）

イ 業務スケジュール（任意様式）

ウ 会社概要がわかる書類（任意様式）

エ 参考見積書（様式7号）及び内訳書

オ 過去の業務における成果品

(3) 作成要領

別紙「仕様書」参照

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：くらし産業環境部産業振興課（本館7階）

ウ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

エ 提出部数

上記(2)提出書類ア～ウまでの書類を正本1部、副本8部 計9部、
エ・オの書類を1部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査（6月4日（木））を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。ただし、企画提案者が5者以上の場合は第1次審査を行い、評価の高い提案者から4者に絞り、プレゼンテーション・ヒアリングを第2次審査として実施する。

ア プレゼンテーション・ヒアリングは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替えは認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは事務局が用意する。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。ただし、1人は原則統括責任者とする。

(2) 審査結果の通知

ア 第1次審査

(ア) 第1次審査を行う場合

① 結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第1次審査）」（様式8号）により、令和8年5月27日（水）（予定）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年6月2日（火）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

(イ) 第1次審査を行わない場合

令和8年5月27日（水）（予定）までに、その旨等を通知する。

イ 第2次審査

① 結果通知

審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書（第2次審査）」（様式9号）により、令和8年6月9日（火）（予定）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年6月15日（月）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする（別紙参照）

(1) 企画提案の内容及び

業務実績・業務実施体制等 810/900点

(2) 提案額（参考見積額）

90/900点

※第1次審査は企画概要書での審査70点、事務局審査200点の計270点で行う。
※第2次審査で委員全員が最低評価とした項目がある場合は失格とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が540点以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年4月24日（金）午後3時まで
質問に対する回答	令和8年4月28日（火）午後6時まで
参加申込期間	令和8年4月20日（月）午後3時から 令和8年5月1日（金）午後5時まで（厳守）

	※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年5月8日（金）
企画提案書提出期間	令和8年5月11日（月）午後1時から 令和8年5月25日（月）午後5時まで（厳守）
	※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査及び	
第1次審査結果通知	令和8年5月27日（水） ※第1次審査を行わない場合もこの日までに通知する。
第2次審査	
プレゼンテーション及び審査	令和8年6月4日（木）午前中（予定）
第2次審査結果通知	令和8年6月9日（火）（予定）
契約締結	令和8年6月下旬
業務開始	令和8年6月下旬

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルを実施して、審査を行い評価点が540点以上であった場合に候補者とする。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。また、市において適正に処理し、本プロポーザル方式に係る審査等以外の2次使用はしない。
- (6) プロポーザル方式の参加に係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (7) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）等での参加は認めない。

16 担当部署

茨木市くらし産業環境部産業振興課 担当：高橋、長野
 TEL：072-620-1620（直通）
 E-mail：sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp

